○北秋田市宿泊施設パワーアップ事業補助金交付要綱

平成２８年４月１日

告示第６５号

（目的）

第１条　この要綱は、北秋田市滞留型観光の核となる宿泊事業者の支援として、市内において宿泊業を営む事業者が宿泊収容人員の拡大と宿泊環境の整備を図るために行う客室増改築及び水廻り改修事業費の一部を助成することにより、観光産業の振興と雇用の維持拡大を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

（１）事業者　旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき、県知事の許可を受け、市内に本店及び支店のある法人格を有する既存事業者をいう。

（２）宿泊収容人員　旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき、県知事の許可を受けた収容定員をいう。

（３）投下固定資産　直接事業の用に供する建物及び償却資産に投下する資産をいう。（ただし、償却資産となる備品については、車輌等を含め、簡易に移動が可能な物品を除く。）

（４）水廻り設備改修　宿泊客が使用するトイレ及び浴室関連の改修工事をいう。

（指定）

第３条　市長は、第１条の目的に合致すると認められる事業者に対し、認定措置として北秋田市宿泊施設パワーアップ事業補助金（以下「事業補助金」という。）を交付することができる。

２　前項の規定による認定措置の適用を受けようとする事業者は、市長の指定を受けなければならない。

（指定基準）

第４条　前条の規定による指定を受けることができる事業者は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

（１）宿泊収容人員を２０％以上増加する１室以上の増改築工事又は水廻り設備改修工事を実施する事業者であること。

（２）指定申請時及び完了報告時において納期の到来した市税を完納していること。

（３）指定期間内に北秋田市から他の補助金を受けていないこと。（ただし、雇用に関する補助金は除く。）

（４）指定申請日の前１年以内に事業主都合による解雇を行っていないこと。ただし、労働者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。

（５）当該事業所周辺の地域住民とのトラブル等が発生していないこと。

（補助基準）

第５条　事業補助金の交付基準は、次に掲げるとおりとする。

（１）補助対象は、客室増改築工事及び水廻り設備改修工事に係る投下固定資産額とする。

（２）補助金額は、前項に係る投下固定資産額の１／３とし、補助金額の上限は１０，０００千円とする。

（３）補助金額に千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数は切捨てる。

（指定期間）

第６条　第３条第２項に規定する指定の期間は、指定があった日から２年間又は、補助金交付日のいずれか早い日までとする。

（指定の申請）

第７条　第３条第２項の規定により認定措置の適用の指定を受けようとする者は、北秋田市宿泊施設パワーアップ事業指定申請書（様式第１号。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

　（１）事業所の登記簿謄本

　（２）直近２期の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書（写し）

　（３）事業所の定款（写し）
（４）市税に係る納税証明書

　（５）事業計画書

　（６）旅館業法の許可を受けた旅館業経営許可申請書（写し）及び許可証（写し）

（指定書の交付）

第８条　市長は、第３条第２項の規定による指定をしたときは、北秋田市宿泊施設パワーアップ事業指定書（様式第２号）を交付する。

（補助金交付申請手続）

第９条　第３条第１項の規定による事業補助金の交付を受けようとする者は、北秋田市宿泊施設パワーアップ事業補助金交付申請書（様式第３号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

（１）旅館業法に係る旅館業経営許可申請書記載事項変更届（写し）

（２）当該増改築工事に係る契約書及び支払を証明する書類（写し）

（３）当該増改築工事に係る取得固定資産明細

２　事業補助金の交付申請は、工事が完了し、旅館業経営許可申請書記載事項変更届の提出日から３ヶ月以内又は当該年度末のいずれか早い日までに行わなければならない。

３　市長は、第１項の規定による申請があったときはその内容を審査し、可否を決定したうえで、その結果を北秋田市宿泊施設パワーアップ事業補助金交付通知書（様式第４号）により通知する。

（報告及び届出）

第10条　第３条第２項の規定による指定を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日から１ヶ月以内にその旨を市長に届け出なければならない。

* 1. 第７条に定める申請書の記載事項に変更が生じたとき。
	2. 事業者が事業を廃止または休止したとき。
	3. その他事業の内容に重大な変更が生じたとき。

２　北秋田市宿泊施設パワーアップ事業適用期間中は、事業の進捗状況について報告を求め、かつ、状況確認することができる。

（指定の取消）

第11条　市長は、第３条第２項の規定による指定を受けた事業者が第４条の基準に該当しないと認められるときは、認定措置の適用の指定を取り消すことができる。

（補則）

第12条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は、平成28年４月１日から施行する。

別表第１（第５条関係）

客室の増改築工事等（宿泊収容人員20％以上増加すること）

|  |  |
| --- | --- |
| 要件 | 対象事業費 |
| １．１室以上の増改築 | 当該施設の増改築工事費 |
| ２．既存施設の建替え | 改築工事費に宿泊収容人員増加率を乗じた額宿泊収容人員増加率（％）＝（改築後宿泊収容人員÷改築前宿泊収容人員）×100 － 100※少数点以下第２位を切り捨てる |
| ３．別館新築 | 新築工事費 |
| ４．取得物件の改修 | 客室改修工事費 |
| * 土地購入費及び取得物件購入費は対象外とする。
 |

水廻り設備改修工事

|  |  |
| --- | --- |
| 要件 | 対象事業費 |
| 宿泊客のための水廻り施設 | トイレ、洗面、浴室、給湯設備、厨房、下水道接続又は浄化槽設置（下水道接続負担金等は除く）、消防設備（消火栓及びスプリンクラー（消火器は除く））。ただし、給湯設備は浴室と同時に改修等を行う場合に限る。 |